

換算シテ五日後ノ給料ヲ支給シテ原キ度イ

(三) 積立金ニ關スル件

(1) 毎月貳円ノ積立金ニ退職スル場合ニ於テハ、積立金ノ全額ヲ返付スルノ義務アリ、但シ、積立金ノ一部ヲ借入金トシテ別ニ履行シテ原キ度イ

(四) 仕込金ニ關スル件

(1) 一ヶ月六十円以下ノ仕込ノ時、仕込費トシテ六十円ヲ仕込ヲシテ原キ度イ、(2) 實際ニ於テ六十円以下ニ於テ、生活が困難トスル

(3) 一ヶ月六十円以上ノ仕込ノ際、総収入ニ割金中ヨリソノ半額分ヲ前借ニ支払ヒ残リ半額、ソノ月ノ収入ニ加ヘテ支払フテ原キ度イ

(五) 積荷單價値上ノ件

(1) 本年ノ月カラ値下サレタ單價ノ部分ヲ從前通りニ復舊シテ原キ度イ
(2) 積荷運賃ノ積込ト同時ニソノ貨金ヲ規定シテ原キ度イ

船倉ノ積込ニ出頭シク場合ニ直ニ仕込ヲ出ス様ニシテ原キ度イ

(船倉ノ時ヲ唯一ノ頼ミトシテ廻航スルビノテスカラ此点、持考慮セヨシ)

(六) 船料支込ニ關スル件

(1) 船料、一日六分ヲ船倉ニ支払レル約束テスカラソレが不履行ノ時、調査ノヒ全部ニ付テ原キ度イ

(七) 盆暮臨時仕込ノ件

(1) 盆暮不幸ノ場合、約速通り臨時仕込借用ヲ承認シテ原キ度イ

(八) 開榮丸増給ノ件

(1) 開榮丸ノ責任者山崎治兵衛ノ給料ヲ以前ノ如ク百円ニシテ原キ度イ

(理由) 本報